

2025年8月1日

お客さま 各位

「あきしん投信インターネットサービス取扱規定」の改定のお知らせ

いつも当金庫の「投信インターネットサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では2025年8月25日(月)に「あきしん投信インターネットサービス取扱規定」を改定しますのでお知らせいたします。改定内容については、別添の新旧対照表をご確認願います。

今後とも秋田信用金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)
秋田信用金庫 業務部
フリーダイヤル 0120-345-112(平日9時~17時)

「あきしん投信インターネットサービス取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1章 あきしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID (仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を端末からお客様自ら設定していただくものとします。</p> <p>ただし、お客様がしんきんIBから本サービスへのシングルサインオン機能をご利用の場合は、しんきんIB利用規定に示した契約者IDを使用します。</p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード (仮IDパスワード)」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を端末からお客様自ら設定していただくものとします。</p> <p>10. ～13. (略)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>14. ～35. (略)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (略)</p> | <p>第1章 あきしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (同左)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID (仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を端末から発行します。</p> <p>ただし、お客様がしんきんIBから本サービスへのシングルサインオン機能をご利用の場合は、しんきんIB利用規定に示した契約者IDを使用します。</p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード (仮IDパスワード)」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を端末から発行します。なお、お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更するものとします。</p> <p>10. ～13. (同左)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>14. ～35. (同左)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (同左)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>37. (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(略)</p> <p>(6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用)</p> <p>(略)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ～44.</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年8月改定)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>37. (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(同左)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用)</p> <p>(同左)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ～44.</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月改定)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |